

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度における独立行政法人家畜改良センターの建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法について公示します。また、農林水産省官房予算課における競争参加資格を有する者は、当センターの競争参加資格を有するものとして取り扱います。

なお、当センターは、農林水産省の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていませんので、当センターの資格審査決定を受けても農林水産省の競争参加資格を取得したことにはなりません。

平成29年 1月 4日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 佐藤 英明

1 契約の種類及び業種の区分

- (1) 建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期

平成29年度当初からの資格の付与を希望する者は、平成29年1月4日から平成29年2月28日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）とします。

なお、この期間終了後においても随時受け付けますが、希望する入札に間に合わない場合があります。

3 資格の設定

一般競争（指名競争）に参加する者の資格は、1の契約の種類ごとに設定し、その審査は、等級の格付基準による総合数値に応じて、次に掲げる等級に区分して行います。

- (1) 建設工事契約
 - ① 土木一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ② 建築一式工事：A、B、C、Dの4等級
 - ③ その他工事（電気、管及び専門工事）：A、B、Cの3等級

(2) 測量・建設コンサルタント等契約：A、B、Cの3等級

4 申請の方法

所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）により申請して下さい。

(1) 申請書の入手方法

① 別記に掲げる場所において交付します。（ただし、場所により入場が制限されている場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。）

② 当センターホームページに掲載していますので、ダウンロードして下さい。
<http://www.nlbc.go.jp/chotatsujoho/index.html>

③ 郵送を希望する場合は、返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入し、140円分の切手を貼付のうえ別記に掲げる場所に送付して下さい。

(2) 申請書の提出方法

申請書に(3)に掲げる書類を添えて別記に掲げるいずれかの場所へ提出して下さい。

なお、郵送（書留又は配達記録郵便）等により提出することも可とします。

(3) 申請書に添付する書類

① 建設工事の場合

ア 工事経歴書

イ 営業所一覧表

ウ 総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

エ 業態調書（管工事を希望する場合のみ）

オ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し

カ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

キ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

ク 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

ケ グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

コ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(注) ウについては、複写機等によりA4版に縮小し、かつ鮮明なものを提出して下さい。

② 測量・建設コンサルタント等業務の場合

ア 測量等実績調書

イ 技術者経歴書

- ウ 営業所一覧表
- エ 登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
- オ 申請者が法人であるときは、商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）の写し、申請者が個人であるときは、身分証明書又はその写し
- カ 財務諸表類
- キ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- ク 行政書士等の代理申請による場合には委任状

5 有資格者とししない者

次の（1）から（6）までの一に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者としません。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、上記の特別な事由がある場合に該当します。
- （2） 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- （3） 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- （4） 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成29年度当初からの資格の付与を希望する場合、審査基準日が平成27年8月以後のもの、随時の審査の場合、審査基準日が申請をする日の1年7ヶ月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
- （5） 共同企業体であって、その構成員に（1）から（4）に該当する者を含む者
- （6） 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

6 有資格者とししないことがある者

次の（1）から（6）までの一に該当する者（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）は、その事実があった後3年以内の期間を定めて有資格者とししないことがあります。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
- （6） 共同企業体で、その構成員に（1）から（5）までの一に該当する者を含む者

7 資格の取消

有資格者が5又は6に該当することにより、有資格者としての資格を取り消す必要があるときは、「資格取消通知書」により通知します。

8 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

9 資格審査の結果の通知

審査の結果、競争に参加する資格が決定された場合には、資格の有無及びその等級並びに建設工事契約にあつては客観点数を郵送にて申請者あてに通知します。

10 有資格者の登録

有資格者とされた者は、当センター備付けの有資格者名簿に登録します。

11 競争参加資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与された日から平成31年3月31日までとします。

12 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、随意契約にも参加できることとなります。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて、
 - ① 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ② 平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができます。
 - ③ 更正手続等開始決定者であつて、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。
- (3) 建設工事における、合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて
合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。
 - ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
 - ② 親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
 - ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
 - ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
 - ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

13 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があつた場合には、「競争参加資格審査申請書変更

届」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記に掲げる場所へ提出してください。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）

○ 添付資料

ア 住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し

イ 個人の住所の場合は、住民票の写し

ウ 個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

エ 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

14 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

- (1) <http://www.nlbc.go.jp/chotatsujoho/kohyo/yushikaku.html>
（当センターホームページ内）
- (2) 別記に掲げる場所

別記

申請書の交付及び提出場所

- (1) 家畜改良センター
〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
総務部管財課資産第2係 電話 0248-25-2233
- (2) 家畜改良センター新冠牧場
〒056-0141 北海道日高郡新ひだか町字静内御園587-1
総務課契約財産係 電話 0146-46-2011
- (3) 家畜改良センター十勝牧場
〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8-1
総務課契約財産係 電話 0155-44-2131
- (4) 家畜改良センター奥羽牧場
〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1-130
総務課契約財産係 電話 0176-62-3281
- (5) 家畜改良センター岩手牧場
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21
総務課契約財産係 電話 019-641-2130
- (6) 家畜改良センター茨城牧場
〒308-0112 茨城県筑西市藤ヶ谷2330
総務課庶務係 電話 0296-37-6511
- (7) 家畜改良センター茨城牧場長野支場
〒385-0007 長野県佐久市新子田2029-1
総務課庶務係 電話 0267-67-2501
- (8) 家畜改良センター岡崎牧場
〒444-3161 愛知県岡崎市大柳町字栗沢1-1
総務課庶務係 電話 0564-46-4581
- (9) 家畜改良センター兵庫牧場
〒679-4017 兵庫県たつの市揖西町土師字大陣原954-1
総務課庶務係 電話 0791-66-0801
- (10) 家畜改良センター鳥取牧場
〒689-2511 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14
総務課庶務係 電話 0858-55-1511
- (11) 家畜改良センター熊本牧場
〒865-0073 熊本県玉名市横島町共栄37
総務課庶務係 電話 0968-84-3660
- (12) 家畜改良センター宮崎牧場
〒886-0004 宮崎県小林市細野5157-29
総務課契約財産係 電話 0984-23-3500